

子ども医療費助成事業の県補助基準の拡充について

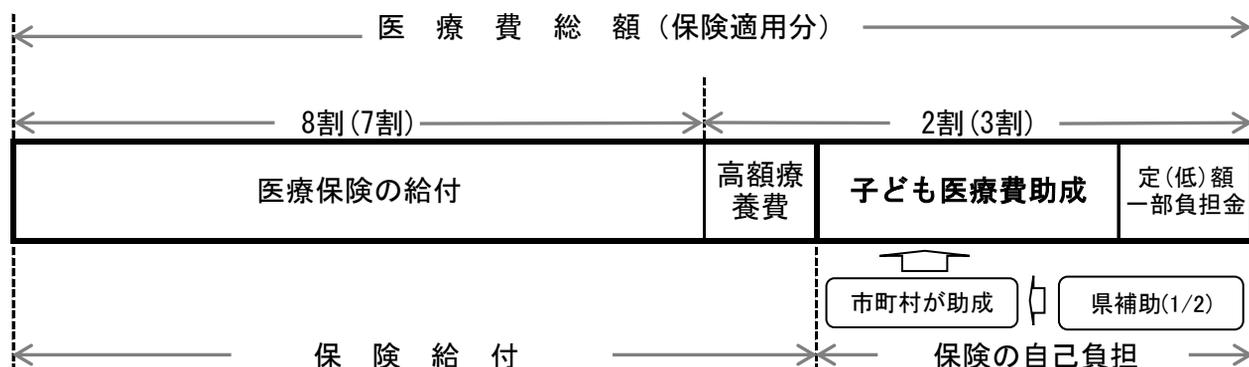
1 子ども医療費助成事業とは

医療保険制度の一部負担金の一部を助成することにより、子どもの心身の健康の保持及び福祉の増進を図る地方単独の制度です。（市町村条例に基づき市町村が実施）

2 助成のしくみ

本来患者が負担する医療費総額（保険適用分）の2割（小学生以上は3割）のうち、下記の対象外のものを除いて市町村が助成します。県は市町村が助成した額のうち2分の1を補助しています。

【制度のイメージ】



※助成の対象から除くもの

- ① 条例で定められている本人負担額（定（低）額一部負担金）
- ② 入院時の食事療養にかかる標準負担額
- ③ 自己負担金に対して他の制度から受給者に支給されるもの
（例）高額療養費（特定疾病含む）等
- ④ 他の公費負担医療制度から支給がある場合その支給分
→ 福祉医療制度は、法律に基づくものではなく、あくまで国の制度を補完する制度であるため

3 助成金の支給方法

① 現物給付方式（県内の医療機関で受診した場合（未就学児））

医療機関で受給資格証を窓口で提示し、受給資格証に記載された福祉医療一部負担金のみを支払うものです。助成金相当分は、市町村から医療機関に支払われます。

② 自動償還方式（県内の医療機関で受診した場合（未就学児以外））

事前に口座登録していただき、医療機関で受給資格証を窓口で提示し、自己負担額を支払うと、後日助成金として自動的に口座に振り込まれます。

③ 通常償還方式（県外の医療機関で受診した場合等）

医療機関で一部負担金を支払い、それがわかる領収書を受け取り、子ども医療費助成金支給申請書を市町村に提出すると、後日助成金として口座に振り込まれます。

4 県から市町村への補助基準について

県は、市町村が子ども医療費を助成した額の2分の1を補助しています。

県から市町村への補助基準(令和5年7月診療分まで)

補助要件		定(低)額一部負担金
所得制限	対象範囲	
主として子どもを養育する者の児童手当法施行例に定める所得の制限額	0歳児～義務教育就学前	通院 1レセプト500円/月
		入院 1レセプト1000円/月 ただし14日未満の入院の場合は500円/月
	小学生・中学生	通院 1レセプト1000円/月
		入院 1レセプト1000円/月 ただし14日未満の入院の場合は500円/月

令和5年8月診療分から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもについて補助の対象になります。また、補助要件であった所得制限が撤廃されます。

県から市町村への補助基準(令和5年8月診療分から)

補助要件		定(低)額一部負担金
所得制限	対象範囲	
なし	0歳児～義務教育就学前	通院 1レセプト500円/月
		入院 1レセプト1000円/月 ただし14日未満の入院の場合は500円/月
	小学生～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	通院 1レセプト1000円/月
		入院 1レセプト1000円/月 ただし14日未満の入院の場合は500円/月

※市町村により、県から市町村への補助基準から、対象範囲の拡大や、定(低)額一部負担金の引き下げを実施している場合があります。詳しくは、お住まいの市町村の子ども医療費助成担当課にお問合せください。